

『技能検定受検手数料の減免に係る対象者の変更について』

これまで若年者に対する技能検定受検手数料の減免措置は、日本でものづくり分野に従事する若者の育成・確保を目的として2級又は3級の実技試験を受検する35才未満の方を対象としてきましたが、令和4年度前期技能検定より、対象が25歳未満の在職者の方へ変更となりました。詳細については、下記のとおりです。また、減免対象者の変更に伴い、減免の対象となる方は、受検申請書に添付する本人確認書類に、『雇用保険被保険者証等』が追加で必要となりますので併せてご確認下さい。

変 更 後

25歳未満の在職者の方（雇用主は除く）

対象者 ※下記①～④のすべてを満たす方

- ① 2級又は3級の実技試験を受検する方
- ② **25歳未満の方（実技試験を受検する年度の4月1日時点で25歳に達していない方）**
※令和4年度前期は、平成9年4月2日以降に生まれた方
- ③ **雇用保険被保険者の方（雇用主の方は対象外）**
※実技試験受検申請日において在職されている方
- ④ 入管法別表第一の上覧の在留資格をもって在留する者以外の方

本人確認書類 ※下記①～⑦については、写しを添付

【全ての受検申請者】 ※下記①～⑥のいずれか

- ① 運転免許証・個人番号カード（個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること）
- ② 健康保険被保険者証
- ③ 特別永住者証明書
- ④ 生徒手帳又は学生証（氏名及び生年月日が確認できるものに限る）
- ⑤ 在留カード
- ⑥ 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）

【減免対象者】 ※重要（追加書類）

- ⑦ **雇用保険被保険者証等（減免の対象となる方は、必ず受検申請時に添付すること）**

減免額

変更なし ※受検手数料の額は受検案内3ページ参照

備 考

- ① 減免対象の方でも、受検申請時に上記書類⑦雇用保険被保険者証等の写しが確認できない場合は、減免になりませんのでご注意ください。また、一度納入した受検手数料の返還もできません。
- ② 雇用保険の加入状況について、確認させていただく場合がありますのでご了承ください。

『技能検定における新型コロナウイルス感染拡大防止対策』

令和4年度前期技能検定は、厚生労働省で策定されました「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に基づき、感染防止対策を行った上で実施します。

受検者の皆様におかれましても、次の事項を必ずご確認ください、感染防止対策にご理解とご協力をお願いします。なお、現状の対策は今後の感染状況等を踏まえて逐次見直すことがありますのでご注意ください。

受検申請

- ① 受検申請はできるだけ郵送(現金書留等)としてください。
- ② やむをえず、窓口申請を行う場合は、受検案内2ページ記載の対応をさせていただきます。
- ③ 職種によっては、会場または設備等の都合により、受検申請期間内であっても受付を締め切る場合があります。

申請後、受検を自粛いただく場合

試験日2週間前において、下記に該当する場合は、受検を自粛してください。

- ④ 37.5℃以上の発熱、咳、のど痛み、倦怠感、息苦しい等の体調不良が認められる場合
- ⑤ 嗅覚や味覚の異常を感じる場合
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症陽性者と濃厚接触にあたる場合
- ⑦ 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者と濃厚接触にあたる場合

受検手数料

- ⑧ 受検申請書を受理した後は、いかなる理由(病気・怪我・業務の都合等による欠席を含む)であっても、受検手数料の返還はできません。ただし、試験会場または設備等の都合により試験を中止した場合は、受検手数料を返還します。

試験当日

- ⑨ 試験会場への入場及び受付は、受検票に記載する集合時間の30分前からとします。
- ⑩ 入場及び受付の際は、前の方との距離を保ってお並びください。
- ⑪ 『体調チェックリスト』に試験当日朝の体温等を記入して提出してください。
- ⑫ 『マスクの着用』及び『アルコール消毒』『定期的な換気』等各種対策にご協力ください。
- ⑬ 試験会場では3密を避け、会話はお控えください。
- ⑭ 試験終了後は試験会場に留まることなく速やかにお帰りください。